

令和6年度

むつ市本庁舎

自動販売機設置事業者募集要項

むつ市

(管財・施設経営課)

自動販売機設置事業者募集要項

むつ市が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項、むつ市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（平成27年2月6日告示第8号。以下「要綱」という。）、むつ市公告「自動販売機設置に係る行政財産の貸付」（令和6年2月26日公告。以下「公告」という。）をよく読み、次の事項をご承知のうえお申し込みください。

1 目的

一般競争入札により、自動販売機の設置事業者を選定することにより、むつ市の収入確保を図るとともに、施設利用者等の利便性と市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 貸付物件

貸付物件は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人は応募することができます。なお、入札の執行前又は設置事業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、参加資格者又は設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) むつ市契約規則（平成16年規則第2号。以下「規則」という。）に定める別記入札者心得書（以下「心得書」という。）第1条第1項に該当しない者。
- (2) 心得書第1条第2項に該当しないと認められる者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者。
- (4) 法人の場合は、むつ市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。また、個人の場合は、むつ市に住所を有し業を営んでいる者。また、国税並びに地方税を滞納していない者。

- (5) 過去3年以上の間にわたって、国又は地方公共団体の庁舎等に自動販売機を設置し、若しくはむつ市内に管理運営した実績を有している者であること。
- (6) 法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる団体ではないこと。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機設置の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、むつ市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸し付けする方法により行います。

(2) 契約の締結及び貸付期間

① 契約の締結

自動販売機の設置に当たりむつ市と設置事業者との間で、「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書」により契約を締結します。

② 貸付期間

貸付けの期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとし、貸付契約は、貸付期間の満了をもって終了し更新はしません。また、公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他むつ市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は設置事業者の負担とします。なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとし、）を自らの負担で設置し、貸付料とは別にむつ市が算定した電気料について、むつ市が指定する期日までに納入してください。

(5) 貸付面積

貸付面積は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。また、自動販売

機及び使用済み容器の回収ボックスは、貸付面積を超えないものを設置してください。また、転倒防止対策も併せて行ってください。

(6) 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種を設置に努めてください。

(7) 設置条件

- ① 別紙3「仕様書」に基づき、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置し、管理すること。
- ② 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類、たばこ及び食料品の販売を行わないこと。なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、事前にむつ市担当者と協議すること。
- ③ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。
- ④ 販売品の内容の変更については、むつ市担当者と協議のうえ行うこと。
- ⑤ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- ⑥ 自動販売機への販売品の充当及び使用済み容器の回収の時間及び経路については、むつ市担当者の指示に従うこと。
- ⑦ 自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。
- ⑧ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ⑨ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、むつ市の承諾があったときは、変更された現状のままで返還することができます。なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

5 応募申込手続

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出方法

提出先及び受付期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。

応募希望者は、申請書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ提出先に提出書類を直接持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留としてください。（FAX、電子メールによる受付は行いません。）

(2) 提出書類

ア 申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 委任状（様式3）（申請者が特定の代理人に対し契約行為の権限を委任する場合。）

エ 事業者（会社）概要（任意の書類、又は事業の概要が記載された会社のパンフレット等。）

オ 自動販売機設置実績報告書（様式4）

カ 印鑑証明書（写し可）

キ 営業証明書及び身分証明書又は登記事項証明書（写し可）

（ア） 個人の場合：営業証明書及び身分証明書

（イ） 法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）

ク 国税の納税証明書（写し可）

（ア） 個人の場合：「その3の2」の「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

（イ） 法人の場合：「その3の3」の「法人税」と「消費及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

ケ 都道府県税の納税証明書（写し可）

（ア） 個人の場合：個人事業税

（イ） 法人の場合：法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税（都税のみ）

コ 市町村税の納税証明書（写し可）

（ア） むつ市内の個人及び法人の場合：未納がないことの証明書（様式5）

（イ） むつ市外の法人の場合：法人市町村民税、固定資産税、未納がないことの証明書（様式5）

サ 取扱商品一覧表（様式6）

シ 設置する自動販売機のカタログ（自動販売機の寸法、環境負荷を低減する機能、ユニバーサルデザイン等の機能が確認できるもの。）

ス 自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式7）

個別業務の実施者が不相当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする場合があります。

※ カからコまでの証明書類は、申請書を提出する直前3箇月以内に発行したのものに限ります。

ただし、令和5年度むつ市物品の購入等に関する入札参加資格者として認定され、名簿に登載されている者は、ウ、エ及びカからコまでの証明書類は省略可能です。

※ サからスマまでの書類について、複数物件を申し込む場合で番号ごとに内容が異なる場合は、物件番号ごとに提出してください。

(3) 印鑑証明書の留意事項

ア 法人の場合：所轄の法務局が発行したものを提出してください。（写し可）

イ 個人の場合：本庁舎市民課、川内庁舎市民生活課、大畑庁舎市民生活課及び脇野沢庁舎総合課で発行します。（写し可）

(4) 営業証明書及び身分証明書の留意事項

ア 営業証明書は、税務課で発行します。（写し可）

イ 身分証明書は、本庁舎市民課、川内庁舎市民生活課、大畑庁舎市民生活課及び脇野沢庁舎総合課で発行します。（写し可）

(5) 国税、都道府県税及び市町村税（むつ市税を除く）の納税証明書並びに未納がないことの証明書（様式5）の留意事項

別紙4「納税証明書について」を参照してください。

(6) その他応募に当たっての留意事項

ア 応募者に関する情報及び応募数等の問合せについては、一切お答えしません。

イ 提出書類の返却は行いません。

ウ 提出書類を補足する資料の求める場合があります。

エ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

オ 同一物件の入札に同一人が代表者となる法人等が重複して応募できません。

(7) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(8) 入札参加資格の確認等

5の(2)の提出書類により、入札参加資格の有無を確認し、申請者宛てに令和6年3月14日(木)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式8)を送付します。また、当該結果の通知後であっても、応募資格を満たしていないこと、不正等が判明した場合には、参加資格者の認定を取り消します。

(9) 無資格者への理由説明

一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式8)により、入札参加資格がないとされた者は、次に定めるところに従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。この場合、令和6年3月19日(火)までに書面で回答します。

① 提出先 むつ市財務部 管財・施設経営課 庁舎・車両管理グループ

② 提出期限 令和6年3月15日(金)午後5時15分まで

郵送の場合は令和6年3月15日(金)午後5時15分必着

③ 提出方法 上記提出先に直接お持ちになるか、郵送により提出してください。FAXによる提出は認めません。

(10) 入札参加資格の喪失

参加資格者が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加することができません。

① 参加資格を有しないこととなったとき。

② 入札参加申請及びその添付書類に虚偽の事項を規定していることが明らかになったとき。上記の場合において、速やかに当該参加資格者に対して、理由を付して通知します。

(11) 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は次により行います。

① 提出先 むつ市財務部 管財・施設経営課 庁舎・車両管理グループ

② 質問期限 令和6年3月15日(金)午後5時15分まで

③ 提出方法 質問は、質問書(様式9)により行い、上記提出先に直接お持ちになるか、FAXにより提出してください。郵送による提出は認めません。

④ 回答期間 令和6年2月26日(月)から令和6年3月22日(金)まで

⑤ 回答方法 回答は、質問書を受理してから、概ね5日以内を目途に上記提出先において回答書を閲覧に供するとともに、むつ市ホームページ

ージに掲載します。

⑥ 連絡先 FAX 0175-22-1143

6 入札及び開札

(1) 開札日時

令和6年3月26日(火) 午後3時00分 物件ごとに随時

(2) 開札場所

青森県むつ市中央一丁目8番1号 むつ市役所本庁舎第4会議室

(3) 提出書類

入札書(様式10)

- ① 入札書は郵送により提出してください。提出方法及び提出期限については別紙2「郵便入札の実施について」を確認してください。
- ② 入札金額は、貸付期間中の対象物件の貸付料の総額(3年間分の総額)を記載してください。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ④ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 無効な入札

心得書第8条に掲げる入札は無効とします。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、3回を限度とします。

(7) 落札者の決定

- ① 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、むつ市が設定する予定価格以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。

- ② 落札結果については、落札者名、落札金額及び入札参加者数をむつ市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご承知ください。
- (8) 落札台数の制限
入札者が落札できる台数には制限はないものとする。
- (9) 入札の中止等
不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことが出来ないときは、入札を中止し、又は延期することがあります。入札又は開札の中止による損害は入札者の負担とします。
- (10) 入札の辞退
入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができます。
- ① 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式11）を別紙1「貸付物件説明書」記載の申込先に直接お持ちになるか、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出してください。
- ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書（様式10）を入札執行する者に直接提出してください。

7 契約

- (1) 契約の締結
契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (2) 貸付料の納付
各年度、納入通知書により、むつ市の指定した期日までに納付していただきます。別途負担いただく電気料金の実費については、半年に一度、むつ市の発行する納入通知書により指定の期日までに納付していただきます。
- (3) 契約保証金
免除
- (4) その他の手続
設置事業者に決定された方は、決定の日から別に定める期日までに、設置場所への自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出していただきます。
- (5) 災害ベンダー等について

別紙1「貸付物件説明書」内、貸付物件の制約等に「災害ベンダー等設置箇所とする」と明記している物件については、契約書のほか、自動販売機の設置及び運営に関する覚書を落札者とむつ市の協議により締結させていただきます。

8 設置事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者として決定を取り消します。設置事業者としての決定を取り消したときは、速やかに書面によりその理由をその者に通知するとともに、氏名（法人においては法人名）及びその理由を公表します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 設置事業者が応募資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 入札において談合の事実があったと認められるとき。
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないとむつ市が判断したとき。

9 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退した場合は、むつ市において新たな設置事業者を決める募集手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができるものとします。

10 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除できるものとします。

- (1) 貸付期間中に、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないとむつ市が判断したとき。
- (4) 入札において談合の事実があったと認められるとき。
- (5) 契約に定める義務を履行しないとき。

11 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、むつ市の行う自動販売機の設置事業者に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 落札者又は設置事業者としての決定を取り消されたとき。
- (2) 落札者又は設置事業者に帰する事由により、むつ市の行政財産貸付契約を解除されたとき。

12 その他

- (1) 自動販売機の売上高については、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、むつ市へ報告してください。
- (2) 自動販売機に伴う事故については、むつ市の責に帰する事由による場合を除き、設置業者がその責を負います。
- (3) 商品等の盗難及び破損については、むつ市の責に帰することが明らかな場合を除き、むつ市はその責を負いません。
- (4) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。
- (5) 入札及び契約に当たっては、この要項に定めるほか地方自治法、規則等の法令を遵守してください。

13 問合せ先

むつ市財務部 管財・施設経営課 庁舎・車両管理グループ
〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号
電話 0175-22-1111 (内線 2166・2167)